

# 地域管理経営計画の概要

## 由良川森林計画区

### 1 森林計画区の概況

由良川森林計画区の国有林野2,773haは、丹後半島に比較的大きな団地が所在するほか、京都府北部及び中部に団地が点在しています。

位置図



森林計画区内の森林面積に占める国有林野の割合は2%ですが、国有林野面積の94%が水源かん養保安林に指定されており、下流部の水源として重要な役割を担っています。また、立地条件や地域の要請等を考慮しつつ、国土保全、水源涵養、保健文化等の公益的機能の発揮はもとより木材生産機能において重要な役割を担っています。

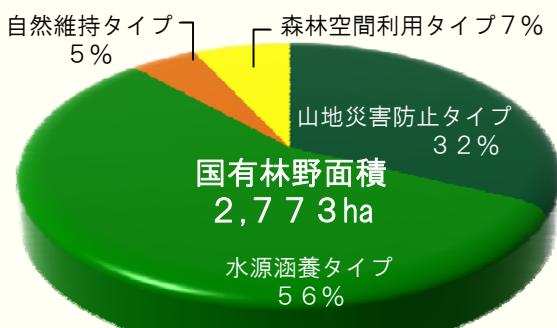
森林資源のうち人工林は、国有林野面積(林地)の45%を占め、樹種別にはスギ、ヒノキが83%を占めています。また、天然林は55%を占め丹後半島の須川国有林等に分布し、ブナやミズナラは比較的低標高地域から生育がみられ、その保全が必要となっています。

国有林・民有林別森林面積

■国有林 ■民有林

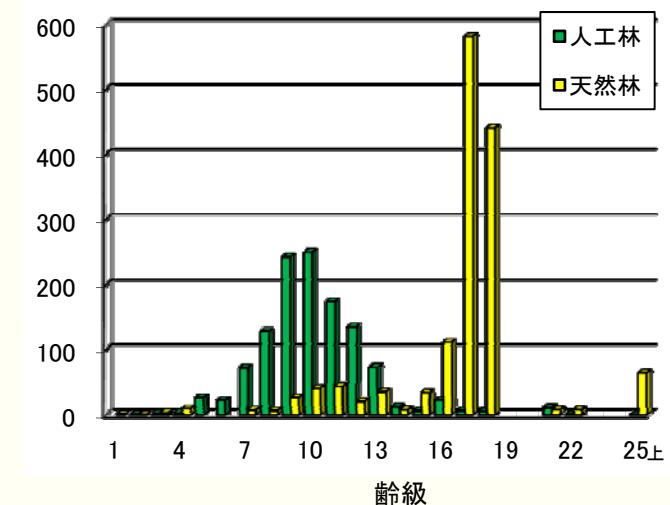


機能類型別面積



面積(ha)

人天別・齢級別面積



注・各データは平成27年現在。

・齢級とは、5年をひとくくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

## 2 主要事業

地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に發揮させるため、317ha (27千m<sup>3</sup>) の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めるとともに、22ha (3千m<sup>3</sup>) の主伐を実施し、木材の計画的な供給に努めます。

| 種類   |       | 新計画                              | 現計画                              |
|------|-------|----------------------------------|----------------------------------|
| 伐採総量 | 主伐    | 22ha<br>(3,003m <sup>3</sup> )   | —                                |
|      | 間伐    | 317ha<br>(27,143m <sup>3</sup> ) | 338ha<br>(24,169m <sup>3</sup> ) |
| 更新総量 | 人工造林  | 21.85ha                          | —                                |
|      | 天然更新  | —                                | 1.66ha                           |
| 保育総量 | 下刈    | 48.17ha                          | 9.95ha                           |
|      | 除伐    | 0.91ha                           | 7.36ha                           |
| 林道事業 | 開設    | 1,740m                           | 3,300m                           |
|      | 改良    | —                                | 5,500m                           |
| 治山事業 | 保全施設  | 2箇所                              | 12箇所                             |
|      | 保安林整備 | —                                | 5.44ha                           |

- 注・主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。  
 ・間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。  
 ・更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。  
 ・除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

## 3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

将来的に地域の林業・林産業の発展に寄与するため、京丹波町仏主地区及び綾部市古屋地区の国有林を核として周辺の民有林で1団地を形成する森林において、地域条件に適合した効率的な作業システムとそれを可能とする路網配置や協調施業、ロットをまとめた協調出荷等、民有林と国有林が連携した管理経営を目指す取組を推進し、その普及に努めます。



## 4 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 保護林

丹後半島の希少なブナ、ミズナラが大径木から小径木まで幅広く生育している天然林約61haを保護するため、希少個体群保護林を下記の2箇所に新設します。これらについては、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。



| 区分           | 名称                    | 特徴等                            | 国有林名<br>(市町村) | 面積<br>(ha) |
|--------------|-----------------------|--------------------------------|---------------|------------|
| 希少個体群<br>保護林 | 浅谷ブナ・ミズナラ<br>希少個体群保護林 | 京都府内の日本海側で有数の<br>ブナ、ミズナラ天然林の保護 | 浅谷<br>(宮津市)   | 28.65      |
|              | 駒倉ブナ・ミズナラ<br>希少個体群保護林 | 京都府内の日本海側で有数の<br>ブナ、ミズナラ天然林の保護 | 駒倉<br>(宮津市)   | 32.07      |